

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年10月7日（月曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（31名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君
9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君
12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
35番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（4名）

5番 小川 亮二 君	18番 中村 睦明 君	27番 林 修美 君
36番 武藤 隆夫 君		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	内田 千夏 君	農業委員会事務局書記	河村 茂範 君
板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君	洞戸事務所 主任主査	古田 考幸 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
上之保事務所 主事	加藤 恵子 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） TTPの問題も年内解決は難しいようですが、行方を見守りたいと思います。

農地中間管理機構でも企業参入での農地管理等農業の合理化をうたっていますが、私たちも農業の担い手をいかに集約していくか等を検討していかなければならないと考えております。

なお、本日、経済部長は議会中で欠席ですので、農務課長にあいさつをお願いします。

○農務課長（玉田和久君） 秋の稲刈りがまだ終わっていない方もいらっしゃると思いますが、総会にご出席いただきありがとうございます。

これから農地利用状況調書の作成、婚活事業、視察研修等忙しくなりますが、ご協力よろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、5番 小川亮二委員、18番 中村睦明委員、27番 林 修美委員、36番 武藤隆夫委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

21番 土屋尊史委員、23番 丹羽喜和委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を求めます。

議案の1ページをお願いします。

1番の案件は位置図が1ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は倉知地内、下倉知公民館の南東200m ほどなどに位置する田、5筆3996㎡及び下倉知公民館の南南西250m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑787㎡です。

使用借人は、農業経営を拡大するため申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、高齢及び遠方に居住していることにより農業経営が困難のため、使用借人の申し出に応じるものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田及び畑で農地性有りと確認しました。

使用貸借の期間は、5年間としています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西440m ほどに位置する田、2筆950㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大するため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所権移転で申請地は、千疋地内、千疋四号組自治会集会場の北側70mほどに位置する農振農用地である田、1272㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

なお、5条申請の番号17の案件と同時申請になります。

以上、所有権移転に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの1件、計3件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○9番（沼田久男君） 1、2番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） 3番について欠席者18番中村さんより異議なしと伺っています。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の3件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の3件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は4ページになります。

1番の案件は位置図が4ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の東480mほどに位置する田、430㎡です。

申請人は、近隣に事業所が多く駐車場が不足しているため、貸駐車場を建設したいというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が5ページになります。

申請地は、神野地内、本郷集会場の西150mほどに位置する畑、612㎡です。

申請人は、申請地が、日当たりがよく面積も広いことから、太陽光発電施設を建設したいというものです。

9月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの南南西210mほどに位置する田、246㎡です。

申請人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、武芸川町小知野地内、武芸川体育館の北西130mほどに位置する畑、2筆207㎡です。

申請人は、母屋が老朽化したため取り壊し、新たに自己用住宅を建築したいというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

事業計画変更の6番の案件と同時申請になります。

5番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の北240mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、235㎡です。

申請人は、自宅敷地内への進入路、駐車場及び庭を造成したいというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上5件について、ご審議をお願いします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。
- 3番（東山武司君） 2番について異議ありません。
- 8番（大澤慶一君） 3番について異議ありません。
- 24番（相宮千秋君） 4番について異議ありません。
- 25番（永井博光君） 5番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の5件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は5ページになります。

1番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、平賀4丁目地内、平賀公民センターの東240mほどにある田、393㎡のうち342.5㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じるものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

次の5条許可2番の案件と同時申請になります。

2番の案件は位置図が10ページになります。

所有権移転で申請地は、平賀4丁目地内、平賀公民センターの東240mほどにある田 2筆665㎡のうち323.25㎡及び同じく畑2筆336㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じるものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

1番の案件と同時申請になります。

3番の案件は位置図が11ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南270mほどなどにある農振農用地にある田、5筆7306㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受けて、砂、砂利、玉石等の採取を行うとともに、岐阜県等公共工事に伴い発生する残土を埋戻し、最後に表土を被覆し復元するというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、18ヶ月間としています。

4番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、トーヨー工業富士塚分工場の北260mほどに位置する市道沿いにある田、2筆1834㎡です。

譲受人は、申請地が近隣に公共施設や住宅があり、分譲地に適していると考え、譲り受け、建売分譲したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北西120mほどに位置する、畑307㎡です。

譲受人は、現在居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築し、申請地を庭として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、重竹公民センターの東南東280mほどに位置する田、2筆878㎡です。

譲受人は、申請地が近隣に公共施設や住宅があり、分譲地に適していると考え、建売分譲したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が15ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、倉知地内、小屋名雇用促進住宅の南東210mほどなどにある田、4筆4407㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受けて、砂、砂利等の採取を行いたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、1年間としています。

8番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、中池体育館の北西560mほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野、1171㎡です。

譲受人は、申請地北側の工業団地にて、プラスチック製造業を営んでおり、不足している資材置き場を造成したいというもの。譲渡人は、高齢で農業経営が困難であり、生活資金の足しにするため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、原野であり始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する、おおむね10ha未満の農地のため第2種農地と判断します。

9番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、吉野町地内、旭ヶ丘中学校の北東290mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、162㎡です。

譲受人は、現在居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅や物置を建築したいというもの。譲渡人は、遠方に居住し農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

9月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が18ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、塔ノ洞地内、東山公民センターの北西380mほどに位置する畑311㎡です。

申請人は親子であり、息子である使用借人は、現在居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である父は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に設置されるもののため第1種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

11番の案件は位置図が19ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、黒屋地内、中池の南西200mほどに位置する田、500㎡です。

申請人は親子であり、息子である使用借人は、現在親と同居しているが、今回独立して自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人である父は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に設置されるもののため第1種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

12番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、広見東町バス停の南40mほどに位置する市道沿いにある畑、401㎡です。

譲受人は、県外に居住しており、出身地である当該地域に親戚が多いため移り住み、自己用の住宅を建築したいというもの、譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、山王通西地内、十三塚北公園の南150mほどに位置する畑、2筆187㎡です。

譲受人は、申請地が住居を建築するのに適地と考え、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢で農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画区域の用途地域のため、第3種農地と判断します。

14番の案件は位置図が22ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、上白金地内、めぐみの農協金竜支店の北10mほどに位置する市道沿いにある畑1201㎡のうち330㎡です。

申請人は、親子関係にあり、借受人である娘は、現在、借家住まいをしており、住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、借受人である息子の申し出に応じ貸し付けるものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に設置されるもののため第1種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年としています。

15番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は、上白金地内、めぐみの農協金竜支店の西南西290mほどに位置する田、589㎡です。

譲受人は、申請地が、周辺の住環境が良いため、申請地を譲り受け、宅地分譲したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は、上白金地内、上白金南集落センターの南270mほどに位置する登記地

目が畑、現況地目が宅地、190㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になってきたため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、千疋地内、千疋四号組自治会集会場の北70mほどに位置する農振農用地内にある田、980㎡です。

譲受人は、現在、生産・製造規模拡大、作業施設を一カ所に集約し、品質管理、衛生管理、安全管理を徹底させ、省力化コスト低減を図るため、申請地に農業施設を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

18番の案件は位置図が26ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町平地内、平区公民館の北西680mほどに位置する畑276㎡です。

申請者は、親子の関係にあり、使用借人である息子は、現在同居しているが、住居が手狭になってきたため、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人である父は、借受人である息子の申し出に応じ貸し付けるものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

19番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町八幡地内、八幡公民館の北200mほどに位置する畑、64㎡です。

譲受人は、申請地の近くに居住しており、子どもたちの家族が来た際の駐車場が手狭になってきたため、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

20番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、板取田口地内、キャンプ場のタックランド板取の南西880mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、180㎡です。

譲受人は、家族が増え、現在居住している住宅が手狭になってきたため、今回譲り渡し人である父より、譲り受け自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月17日現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦する区域に近接する、おおむね10ha未満のため、第2種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの14件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計20件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

- 2 番（大竹 誠君） 1、2、3 番について異議ありません。
- 8 番（大澤慶一君） 4、5、6 番について異議ありません。
- 7 番（沼田久男君） 7 番について異議ありません。
- 10 番（天野邦男君） 8 番について異議ありません。
- 11 番（兼村正美君） 9 番について異議ありません。
- 12 番（石木治男君） 10、11 番について異議ありません。
- 14 番（村井雅之君） 12 番について異議ありません。
- 16 番（山本 武君） 13 番について異議ありません。
- 17 番（足立孝弘君） 14、15、16、17 番について異議ありません。
- 24 番（相宮千秋君） 18、19 番について異議ありません。
- 29 番（日置 香君） 20 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の20件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

以上、議案第3号の所有権移転に関するもの14件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計20件につきまして、岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について事務局の説明を求めます。
○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は14ページになります。

1 番の案件は位置図が29ページになります。

申請地は、東山地内、東山公民センター南西260mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、617㎡のうち430.52㎡です。

当初事業計画者は、平成22年5月28日5条転用許可により、申請地に自己の一般住宅を建築する予定であったが、その後資金繰りに支障をきたし、計画が頓挫したというものです。

今回別紙同時申請中の事業計画変更における承継者より、申請地の一部を譲り受け、自己用の個人住宅を建築したい旨の申し出があり、当初事業計画者は、その申し出を承諾し、残りの土地に自己用住宅を建築したいというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

なお、事業計画変更の2番の案件と同時申請になります。

2 番の案件は位置図が30ページになります。

申請地は、東山地内、東山公民センター南東260mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、617㎡のうち188.03㎡です。

当初事業計画者は、平成22年5月28日5条転用許可により、申請地に自己の一般住宅を建築する予定であったが、その後資金繰りに支障をきたし、計画が頓挫したというものです。

承継者は、当初計画申請地の一部を譲り受け、自己用の個人住宅を建築したいというものです。

9月17日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。なお、事業計画変更の1番の案件と同時申請になります。

3 番の案件は位置図が 3 1 ページになります。

申請地は、西神野地内、富野郵便局の西に位置する農振農用地である田、3 筆 1 3 8 9 m²のうち 6 9 5 . 8 1 m²です。

当初事業計画では、平成 2 5 年 2 月 2 8 日 5 条転用許可により、申請地に仮設道路、現場事務所及び資材置き場として、平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日まで使用するという計画でしたが、今回工事期間の延長により、一時転用期間を、平成 2 6 年 8 月 3 0 日まで延長したいというものです。

9 月 1 7 日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

4 番の案件は位置図が 3 2 ページになります。

申請地は、山田地内、山田公民センターの北北西 2 4 0 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、2 筆 9 0 2 m²です。

3 3 9 番 1 について、当初事業計画で、平成 2 3 年 8 月 2 9 日 4 条転用許可により、申請地に従業員の駐車場を整備する予定であったが、計画が頓挫したものです。

3 3 9 番 2 について、当初事業計画で、平成 2 3 年 8 月 2 9 日 5 条転用許可により、申請地に一般個人住宅及び建築設計事務所を建築する予定であったが、計画が頓挫したものです。

承継後の計画は、3 3 9 番 1 及び 3 3 9 番 2 の土地を併せて一体的に利用し、太陽光発電施設を設置したいというものです。

9 月 1 7 日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

5 番の案件は位置図が 3 3 ページになります。

申請地は、富之保大洞地内、大洞集会場の南南東 2 6 0 m に位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、2 筆 5 5 0 m²です。

当初事業計画で、平成 1 2 年 2 月 2 8 日事業変更許可により、申請地に自宅への進入路及び駐車場を建築する予定であったが、その後自宅の隣地を購入し進入路が不要になったため、計画が頓挫したというものです。

承継者は、申請地を譲り受け、自己用の個人住宅を建築したいというものです。

9 月 1 7 日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

6 番の案件は位置図が 3 2 ページになります。

申請地は、武芸川町小知野地内、武芸川体育館の北西 1 3 0 m ほどに位置する畑 4 2 m²です。

当初事業計画は、平成 9 年 7 月 3 1 日 4 条許可により、申請地に自己の宅地にまたがって倉庫を建築する予定であったが、敷地内にある建物で代用ができたため、計画が頓挫したというものです。

承継後の計画は、自己用の住宅が老朽化したため、当該地も含め、自己の個人住宅を建築したいというものです。

9 月 1 7 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

4 条申請の 4 番の案件と同時申請になります。

以上、6 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2 番(大竹 誠君) 1、2 番について異議ありません。
- 3 番(東山武司君) 3 番について異議ありません。
- 1 5 番(山田公平君) 4 番について異議ありません。
- 2 2 番(土屋顯弘君) 5 番について異議ありません。

○ 24 番（相宮千秋君） 6 番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 4 号の 6 件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 4 号の 6 件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回 3 件の届出があります。議案は 17 ページになります。

番号 1 の案件は賃借人が清流美濃きのこ株式会社です。小野地内の農用地内の田、1987 m²です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成 25 年 8 月 16 日です。

番号 2 の案件は賃借人が三輪幸博です。下有知地内の田、517 m²です。合意解約日及び土地引き渡し日は、平成 25 年 9 月 10 日です。

番号 3 の案件は賃借人が三輪幸博です。下有知地内の田、361 m²です。合意解約日及び土地引き渡し日は、平成 25 年 9 月 10 日です。

以上報告させていただきます。

○議長（深川俊朗君） 以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 今日からは午後から農政推進委員の総会もありますのでよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でした。

午前 11 時 10 分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

印

2 1 番 関市

印

2 3 番 関市

印